

○石岡市まちかど情報センター条例

平成18年3月24日

条例第9号

石岡市まちかど情報センター条例（平成17年石岡市条例第23号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民ネットワークの充実及び情報発信を基本理念とし、中心市街地の活性化を目的として、石岡市まちかど情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置            |
|---------------|---------------|
| 石岡市まちかど情報センター | 石岡市国府三丁目1番16号 |

（事業）

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 中心市街地活性化の推進に関すること。
- (2) 広域的な情報化の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要なこと。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第7条 センターの休館日は、木曜日（祝祭日を除く。）及び12月28日から翌年1月4日ま

でとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第8条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により使用を許可する場合は、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) センターを使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損壊し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第14条 この条例又はこれに基づく規則に定めるセンターの使用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石岡市まちかど情報センター条例（平成17年石岡市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

3 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略